

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則 新旧対照条文

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（保管場所の確保を証する書面の交付の申請の手続等）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、前項第二号に掲げる書面の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、当該申請に係る場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、同号に掲げる書面の提出を求めることができる。</p> <p>一 当該申請に係る使用の本拠の位置が旧自動車（当該申請者が保有者である自動車であつて当該申請に係るもの以外のものをいう。以下この号及び次項において同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、当該申請に係る場所が当該旧自動車の保管場所とされているとき。</p> <p>二 当該申請に係る使用の本拠の位置が当該申請に係る場所の位置と同一であるとき（前号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>4 前項第一号の規定により第二項第二号に掲げる書面の添付を省略する場合には、当該申請に係る申請書に当該旧自動車に表示されている保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載しなければならない。</p> <p>5（略）</p> <p>（保管場所の確保を証する通知の申請の手続等）</p>	<p>（保管場所の確保を証する書面の交付の申請の手続等）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、当該申請に係る使用の本拠の位置が旧自動車（当該申請者が保有者である自動車であつて当該申請に係るもの以外のものをいう。以下この項において同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、当該申請に係る場所が当該旧自動車の保管場所とされているときは、当該申請に係る申請書に当該旧自動車に表示されている保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載して、前項第二号に掲げる書面の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、当該申請に係る場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、同号に掲げる書面の提出を求めることができる。</p> <p>4（略）</p> <p>（保管場所の確保を証する通知の申請の手続等）</p>

第二条 (略)

2 前項の申請を行おうとする者は、前条第一項の申請書に記載すべき事項並びに同条第二項第一号に掲げる書面に記載されている事項又はこれに記載すべき事項並びに同項第二号及び第三号に掲げる書面に記載すべき事項を、当該申請を行う者の使用に係る電子計算機であつて次の各号に掲げる機能のすべてを備えたものから入力して、当該申請を行わなければならない。

一 警察署長が交付する電子計算機用ソフトウェアを用いてこの項各号列記以外の部分に規定する事項のすべてを当該警察署長が提供する様式に入力できる機能

二 (略)

3 前条第三項及び第四項の規定並びに行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則(平成十五年国家公安委員会規則第六号。以下この項及び第五条第二項において「規則」という。)(第三条第三項及び第四項の規定は第一項の申請について、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号。第五条第二項において「情報通信技術利用法」という。)(第三条第三項の規定は第一項の規定により行われた申請の到達時期について、それぞれ準用する。この場合において、前条第三項中「前項の」とあるのは「第二条第二項の」と、「前項第一号に掲げる書面の添付」とあるのは「第一条第二項第二号に掲げる書面に記載すべき事項の入力」と、「の提出」とあるのは「に記載すべき事項の入力」と、前条第四項中「第二項第二号に掲げる書面の添付」とあるのは「第一条第二項第一号に掲げる書面に記載すべき事項の入力」と、「に係る申請書に」とあるのは「を行う者の使用に係る電子

第二条 (略)

2 前項の申請を行おうとする者は、前条第一項の申請書に記載すべき事項並びに同条第二項第一号に掲げる書面に記載されている事項又はこれに記載すべき事項及び同項第二号又は第三号に掲げる書面に記載すべき事項を、当該申請を行う者の使用に係る電子計算機であつて次の各号に掲げる機能のすべてを備えたものから入力して、当該申請を行わなければならない。

一 警察署長が交付する電子計算機用ソフトウェアを用いてこの項本文に規定する事項のすべてを当該警察署長が提供する様式に入力できる機能

二 (略)

3 前条第三項の規定並びに行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則(平成十五年国家公安委員会規則第六号。以下この項及び第五条第二項において「規則」という。)(第三条第三項及び第四項の規定は第一項の申請について、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号。以下この項及び第五条第二項において「情報通信技術利用法」という。)(第三条第三項の規定は第一項の規定により行われた申請の到達時期について、それぞれ準用する。この場合において、前条第三項中「前項の」とあるのは「第二条第二項の」と、「当該申請に係る申請書に」とあるのは「当該申請を行う者の使用に係る電子計算機から」と、「記載して、前項第二号に掲げる書面の添付」とあるのは「入力して、第一条第二項第二号に掲げる書面に記載すべき事項の入力」と、「書面の提出」とあるのは「書面に記載すべき事項の入力」と、規則第三条第四項中「国家公安委員会が情報通信技術利用

計算機から」と、「記載」とあるのは「入力」と、規則第三条第四項中「国家公安委員会が情報通信技術利用法第三条第一項」とあるのは「自動車の保管場所の確保等に関する法律第四条第一項ただし書の申請に係る場所の位置を管轄する警察署長が自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第二条第一項」と、「国家公安委員会の」とあるのは「当該警察署長の」と読み替えるものとする。

(届出の手續)

第三条 (略)

2 第一条第二項から第四項まで(第三項ただし書を除く。)の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第三項第一号中「ある」とあるのは「あり、又は保有者であった」と、「いる」とあるのは「おり、又は当該届出の日前十五日以内に保管場所とされていた」と、同条第四項中「いる」とあるのは「おり、又は当該届出の日前十五日以内に表示されていた」と読み替えるものとする。

第五条 (略)

2 第二条第一項及び第二項並びに規則第三条第三項及び第四項の規定は前項の申請について、情報通信技術利用法第三条第三項の規定は前項の規定により求められた申請の到達時期について、それぞれ準用する。この場合において、第二条第一項中「に係る場所の位置を管轄する」とあるのは「を求めた」と、同条第二項中「前条第一項の申請書に記載すべき事項並びに同条第二項第一号に掲げる書面に記載されている事項又はこれに記載すべき事項並びに同項第二号及び第三号に掲げる書面」とあるのは「第四条第一項の申請書」と、規則第三条第四

法第三条第一項」とあるのは「自動車の保管場所の確保等に関する法律第四条第一項ただし書の申請に係る場所の位置を管轄する警察署長が自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第二条第一項」と、「国家公安委員会の」とあるのは「当該警察署長の」と読み替えるものとする。

(届出の手續)

第三条 (略)

2 第一条第二項及び第三項本文の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第三項中「保有者である」とあるのは「保有者であり、又は保有者であった」と、「保管場所とされている」とあるのは「保管場所とされており、又は当該届出の日前十五日以内に保管場所とされていた」と、「表示されている」とあるのは「表示されており、又は当該届出の日前十五日以内に表示されていた」と読み替えるものとする。

第五条 (略)

2 第二条第一項及び第二項並びに規則第三条第三項及び第四項の規定は前項の申請について、情報通信技術利用法第三条第三項の規定は前項の規定により求められた申請の到達時期について、それぞれ準用する。この場合において、第二条第一項中「当該申請に係る場所の位置を管轄する」とあるのは「当該申請を求めた」と、同条第二項中「前条第一項の申請書に記載すべき事項並びに同条第二項第一号に掲げる書面に記載されている事項又はこれに記載すべき事項及び同項第二号又は第三号に掲げる書面に記載すべき事項」とあるのは「第四条第一

項中「国家公安委員会が情報通信技術利用法第三条第一項」とあるのは「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（以下この項において「施行規則」という。）第五条第一項の申請を求めた警察署長が同条第二項において読み替えて準用する施行規則第二条第一項」と、「国家公安委員会の」とあるのは「当該警察署長の」と読み替えるものとする。

3・4（略）

項の申請書に記載すべき事項」と、規則第三条第四項中「国家公安委員会が情報通信技術利用法第三条第一項」とあるのは「第五条第一項の申請を求めた警察署長が自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第五条第二項において読み替えて準用する第二条第一項」と、「国家公安委員会の」とあるのは「当該警察署長の」と読み替えるものとする。

3・4（略）

別記様式第1号(第1条関係)

自動車保管場所証明申請書				
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
			長さ 幅 高さ	センチメートル センチメートル センチメートル
自動車の使用の本拠の位置				
自動車の保管場所の位置				
保管場所標章番号				
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。 年 月 日 警察署長 殿 〒() 住所 申請者 () 局 番 氏名 (印)				
第 号 自動車保管場所証明書 自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。 年 月 日 警察署長 (印)				

- 備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。
- (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。
- (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき(1)に該当する場合を除く。)
- 2 1(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、印の欄に旧自動車に表示されている保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。
- 3 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第1号(第1条関係)

自動車保管場所証明申請書				
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
			長さ 幅 高さ	センチメートル センチメートル センチメートル
自動車の使用の本拠の位置				
自動車の保管場所の位置				
保管場所標章番号				
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。 年 月 日 警察署長 殿 〒() 住所 申請者 () 局 番 氏名 (印)				
第 号 自動車保管場所証明書 自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。 年 月 日 警察署長 (印)				

- 備考 1 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているときは、保管場所標章番号欄に旧自動車に表示されている保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載して、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。
- 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第2号（第3条関係）

自動車保管場所届出書（新規・変更）				自動車の区分	登録・軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ		
			長さ 幅 高さ	センチメートル センチメートル センチメートル	
自動車の使用の本拠の位置					
自動車の保管場所の位置		（変更前）			
保管場所標章番号					
上記の事項について届出をします。					
警察署長 殿					
年 月 日					
〒（ ）					
住所					
届出者					
氏名					
（ ） 局 番					
印					

- 備考 1 法第5条、第13条第3項及び附則第7項の規定による届出にあっては「新規」の文字を、法第7条第1項（第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「変更届出」という。）にあっては「変更」の文字を で囲むこと。
- 2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあっては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては「軽」の文字を で囲むこと。
- 3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。
- 4 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。
- (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。
- (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。
- 5 4(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、印の欄に旧自動車に表示され、又は当該届出の日前15日以内に表示されていた保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。
- 6 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第2号（第3条関係）

自動車保管場所届出書（新規・変更）				自動車の区分	登録・軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ		
			長さ 幅 高さ	センチメートル センチメートル センチメートル	
自動車の使用の本拠の位置					
自動車の保管場所の位置		（変更前）			
保管場所標章番号					
上記の事項について届出をします。					
警察署長 殿					
年 月 日					
〒（ ）					
住所					
届出者					
氏名					
（ ） 局 番					
印					

- 備考 1 法第5条、第13条第3項及び附則第7項の規定による届出にあっては「新規」の文字を、法第7条第1項（第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「変更届出」という。）にあっては「変更」の文字を で囲むこと。
- 2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあっては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては「軽」の文字を で囲むこと。
- 3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。
- 4 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたときは、保管場所標章番号欄に旧自動車に表示され、又は当該届出の日前15日以内に表示されていた保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載して、所在図の添付を省略することができる。
- 5 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。